

## 総務文教常任委員会委員長報告

去る6月12日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案1件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

### 記

- 1 審査年月日 令和5年6月13日(火)
- 2 場 所 委員会室1
- 3 出席委員 青野康子、大嶋達巳、湯沢美恵、今関公美、  
島野和夫、滝瀬光一、諏訪幸男
- 4 審査結果

「議案第33号」北本市税条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

### ◎「議案第33号」について

(1) 「令和6年度から課税される予定の森林環境税だが、納税者一人当たり1,000円の増税になるのか」と質疑したところ、「平成26年から復興特別税として均等割に1,000円上乗せされており令和5年で終了となりますが、その後森林環境税が同額分上乗せになることから納税額としてはこれまでと変わりません」との答弁がありました。

(2) 「森林環境譲与税は各市町村に私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により按分され配分されているが、按分される前の原資について今回の改正による影響はあるのか」と質疑したところ、「森林環境譲与税の原資は森林環境税に切り替わっても特に変更はなく、令和5年度から令和6年度の段階では増える形で計画されています。具体的には、令和6年度の森林環境

譲与税の原資見込額は約600億円と想定しています」との答弁がありました。

(3) 「燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策として、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を、不正を行った自動車メーカーに負わせる特例規定について、本市への影響及び強化に至る背景について」質疑したところ、「不正を行った自動車メーカーがあった場合で軽自動車税の種別割及び環境割に影響があった場合には、本市にも影響が及びます。不正をしたことによる安い税額と正しい税額との差額に35%を加算して自動車メーカーが市に納めることとなります。これは、令和4年3月以降に一部トラックメーカーで発覚した燃費・排ガス試験の不正があったことを受け、強化されるものです」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和5年6月28日

総務文教常任委員会  
委員長 諏訪幸男

北本市議会議長 滝瀬光一様